

仕様書

別冊-1

役務の名称	八戸公共職業安定所非常用照明更新工事
-------	--------------------

名 称	規 格	数量	単位	摘 要
1 撤去工事				
非常照明	専用型 13W BT	19	台	
〃	専用型 30W BT	18	台	
〃	笠付型 FHF32×2 BT	3	台	
〃	埋込下面開放 FHF32×1 BT	2	台	
非常照明（階段通路誘導灯兼用型）		4	台	
バッテリー処分費		1	式	
発生材処分費		1	式	
労務費		1	式	
2 新設工事				
非常照明	専用型 13W形 BT	19	台	
〃	専用型 30W形 BT	16	台	
〃	専用型 30W形（中天）BT	2	台	
〃	笠付型 FHF32×2形 BT	3	台	
〃	埋込下面開放 FHF32×1形 BT	2	台	
非常照明（階段通路誘導灯兼用型）	壁直付型 FHF32×1形 BT	4	台	
消耗雑材料		1	式	
労務費		1	式	
3 仮設工事				
作業足場	階段室 1	1	式	
〃	吹抜け	1	式	
4 法定福利費		1	式	
5 諸経費		1	式	

八戸公共職業安定所非常用照明更新工事 特記仕様書

1. 工事名

八戸公共職業安定所非常用照明更新工事

2. 工事場所

八戸公共職業安定所 八戸市沼館4丁目7-120

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4. 工事概要等

以前実施された官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく建築設備点検の結果、非常用照明（天井や階段に46台設置、いずれも電池内蔵型）がすべて使用期限を過ぎており、半分以上の24台がバッテリー切れで不点灯となっている状態であることが判明した。

施設利用者の立ち入る部屋に不点灯箇所が多く、非常時に逃げ遅れの原因となる旨指摘を受けているため、庁舎管理の観点から交換工事を実施するものである。

(1) 実施する主作業内容

- ・既存の非常照明46台の撤去。
- ・非常照明46台の新設。
- ・その他工事に付随するもの

(2) 作業日、作業時間

- ・作業時間は午前9時から始業し、午後5時までの間とする。原則として土・日曜日、祝日、閉庁日は作業しないこと。ただし、施設の使用に影響がある場合等で監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

5. 共通仕様

設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年度版）」による。

なお、上記仕様書は国土交通省のHP内に掲載されているため、必要に応じて活用すること。

6. 一般共通事項

(1) 官公庁その他への届出手続き

- ・工事上必要となる官公庁への届出申請手続きは、発注者の代理人として受注者が行

う。

- ・諸手続きを行う際には、その内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。

(2) 一般事項

- ・工事施工中に疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
- ・受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認及び調整をしながら工事を円滑に進めること。
- ・受注者の責めに帰すべき理由により、近隣施設や宿舍、設備等に損害を与えた場合は速やかに監督職員又は発注者の指示に従って原状回復しなければならない。
- ・工事により生じる廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うこと。
- ・工事の実施に当たって、近隣住民、隣接施設及び宿舍内器物等に十分な安全確保を配慮すること。
- ・工事の実施に当たって、近隣施設や宿舍内器物等に損害を与えた場合は、受託者の責任において原形に修復すること。
- ・その他関係法令の定めにより適正に処理すること。

(3) 写真撮影

- ・工事写真撮影については、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」（令和5年版）に基づき撮影及び整理すること。
- ・着工前、着工中、完了を撮影すること。

7. 施工計画書及び工事記録

- (1) 受注者は業務に着手するときは、次の書類を「支出負担行為担当官青森労働局総務部長」宛に提出し、その承認を受けなければならない。また、監督職員より必要となるその他の書類を求められた場合は提出すること。
 - ・工事着工届
 - ・施工計画書
 - ・実施工程表
- (2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員と協議を行い、適切な措置を講ずること。
- (3) 監督職員の指示した事項及び協議した結果について、記録を整備すること。

8. 成果物

- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）
- ・工事完成図
- ・廃棄物等処理報告書
- ・上記書類以外で監督職員が指示した書類

9. その他の留意事項

- ・業務完了後、工事内容において「瑕疵」が発見されたときは、支出負担行為担当官又はその補助者等の請求により受注者は、速やかに自己の負担で補正すること。
- ・適正に工事を行えるか必ず現地を調査したうえで入札書を提出すること。
- ・入札金額には、準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去材処分等の本工事に係る全ての経費を含むこと。
- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省：建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（平成 30 年 7 月 2 日第 1 次改訂））を踏まえ、週休 2 日（4 週 8 休）工事に努めること。